

令和 8 年度 福岡大学 商学部第二部奨学金 募集要項

(令和 8 年度入学生用)

「商学部第二部奨学金」は、一般選抜（※）商学部第二部合格者に対して審査を行い、入学する者のうち成績優秀者上位 10 人に入学金・授業料・教育充実費相当額を給付（返済不要）する制度です。2 年次以降については、前年度の学業成績に基づいて毎年度選考します（4 年間自動継続ではありません）。

本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、必要な申請手続を行ってください。申請書は、商学部ウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.comm.fukuoka-u.ac.jp/program/com_evening/scholarship/

（申請から採用までの流れ）

①奨学金の申請（申請が必要となるのは、所得基準に該当する方のみ）

一般選抜（※）に出願

所得基準の詳細は P2、2.3 をご参照ください。

↓

②一般選抜（※）を受験

↓

③一般選抜（※）合格発表・本奨学金採用者発表（2 月下旬予定）

↓

④入学金を納入（2 月 27 日（金）まで ※共通テスト利用型Ⅱ期は 3 月 6 日（金）まで）

↓

⑤授業料等以外（委託徴収金のみ）を納入（3 月 6 日（金）まで）

↓

⑥入学後に入学金返還（4 月下旬予定）

※令和 8 年度一般選抜（系統別日程、前期日程、共通テスト利用型Ⅰ期・Ⅱ期）のいずれかの入学試験

（問い合わせ先）

福岡大学 教務二課（商学部第二部担当）

電話：092-871-6631（平日 8：50～16：50）

092-871-6670（平日 17：00～20：00）

1. 「商学部第二部奨学金」の趣旨

本奨学金は、次代を担う人材に志と夢を実現する機会を提供するために、人物・学業ともに優秀でありながら経済的理由から大学進学や修学をあきらめざるをえない若者、および働きながらも大学で学びたいと願う勤労学生を支援することを目的としています。

本奨学金制度は、福岡大学ご卒業の有志企業家、篤志家からの寄付金によって実現した給付型奨学金制度です。

2. 給付対象者と申請者

(1) 所得基準有り：原則として、5人以上10人以内

学業を継続する意思を有し、人物・学業成績ともに優秀でありながら、経済的理由により学生生活に著しい支障をきたした方またはそのおそれのある方。

(2) 所得基準無し：原則として、5人以内

学業を継続する意思を有し、人物・学業成績ともに特に優秀である方。

(1) に該当し、本奨学金の受給を希望する方は、申請書類をそろえて期限までに提出しなければなりません。(2) に該当する方は、本奨学金の受給を希望していても申請書類を提出する必要はありません。

※ 奨学生採用人数は合計10人です。(1)(2) それぞれの採用人数は、成績の状況や申し込み状況によって前後します。

3. 選考対象者

上記2.(1)に該当する場合は以下の①②③、2.(2)に該当する場合は以下の①②の条件をすべて満たしていること。

- ① 令和8年度一般選抜（系統別日程、前期日程、共通テスト利用型Ⅰ期・Ⅱ期）のいずれか（もしくは複数）の入学試験を受験・合格し、商学部第二部に入学する方
 - ② 日本国籍を有する方、または永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子である方
 - ③ 主たる家計負担者（1人）の「令和6年分所得証明書※」記載の収入・所得金額を合算した金額が以下の方
- ※令和7年分を提出できる場合はこの限りではない

給与所得者（課税前）

841万円以下

給与所得者以外

355万円以下

所得証明書記載の金額が、選考対象者の収入・所得基準を超過していても、転職・退職・廃業等の理由により収入が変動し、現状（入学時）は選考対象者の基準内であると認められる場合は、選考対象となります。

4. 奨学生選考基準、選考方法

令和8年度一般選抜（系統別日程、前期日程、共通テスト利用型Ⅰ期・Ⅱ期）の入試総合点の得点率を用いて選考します。複数受験の場合には、最も高い成績のものを用いて選考します。奨学生として採用される方は、入学者の一般選抜成績上位10人です。

5. 奨学金額

1年次新入生については、入学金10万円、授業料33万円、教育充実費9万円の合計52万円です（委託徴収金22,370円は給付対象外です）。

2年次以降については、授業料、教育充実費の合計42万円が給付されます。

また、本学での学習に加えて資格取得等を目指して専門学校等での学習を希望する2～3年次生については、奨学生のうち各学年希望者の成績上位5人の方に、授業料、教育充実費に加えて、専門学校等授業料の範囲内で20万円を限度として学習支援金が給付されます。

6. 納付・還付時期

1年次新入生については、授業料、教育充実費の納付期限である令和8年3月6日（金）です。「商学部第二部奨学基金」が奨学生採用者に代って本学に納付します。入学金（10万円）については、令和8年2月27日（金）までに（共通テスト利用型Ⅱ期合格者は3月6日（金）までに）合格者自身によって納付していただき、入学後、所定の手続を経て奨学生採用者に還付されます。委託徴収金は給付対象外ですので、納付期限である令和8年3月6日（金）までに、合格者自身によって納付してください。

2年次以降については、奨学生として採用された当該年度に学費等納入金納入締切日までに「商学部第二部奨学基金」が奨学生採用者に代って本学に納付します。

7. 申請期間・申請方法・提出先 ※3. 選考対象者③に該当する方のみ

申請期間：令和8年1月21日（水）～令和8年2月13日（金）

申請方法：所定の申請期間に申請書類を「簡易書留郵便」にて郵送【締切日必着】してください。

提出先：福岡大学教務二課（商学部第二部担当）

〒814-0180

福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番1号

8. 申請書類 ※3. 選考対象者③に該当する方のみ

以下の書類をそろえて提出してください。記入の際は、ボールペン（黒または青）を使用してください。不備がある場合は、選考の対象となりません。

必要書類	注意事項
A.商学部第二部奨学生申請書	<p>申請書は、奨学生ページからダウンロードできます。</p> <p>https://www.comm.fukuoka-u.ac.jp/program/com_evening/scholarship/</p>
<p>B.主たる家計負担者（1人）の「令和6年度分所得証明書※」（コピー可）</p> <p>※令和7年度分を提出できる場合はこの限りではない</p> <p>※「源泉徴収票」では、複数の収入がある場合、合計の収入額が記載されないため、受付ができません。</p>	<p>所得証明書の名称・書式は、各自治体によって異なります。収入、所得の種類（内訳）と金額、配偶者控除・扶養控除等の事項が明記されている証明書（「全項目証明」「すべての項目が記載された証明書」）。金額が記載されていないものや扶養の人数が「***」で目隠しされているものは不可。無収入の場合は、所得金額が0円と記載されていること。</p> <p>転職・退職・廃業等により収入が変動し、現状（入学時）は選考対象者の収入・所得金額の基準内である場合は、「所得証明書」に加え「事情書（任意書式）」と「収入状況が証明できる書類（年収見込証明書等）」を提出してください。</p>

9. 奨学生採用の選考結果通知：令和8年2月下旬

入学試験成績および家計状況について審査・選考し、10人の奨学生を決定します。奨学生に採用された方には、令和8年2月24日（火）までに電話でお伝えし、文書でも通知します。2月27日（金）（共通テスト利用型II期合格者は3月6日（金））までに入学金を納付し、3月6日（金）までに委託徴収金を納付するとともに、入学手続を完了してください。

10. 奨学生表彰式

奨学生採用者は、商学部第二部入学後に行う奨学生表彰式等、本奨学生に関わる催しには必ず出席してください。

11. 申請にあたっての注意事項

- ・本奨学生の申請は、入学試験の得点や合否に一切影響しません。
- ・複数の入試制度・学部・学科を併願することは可能です。ただし、商学部第二部への入学が本奨学生を受給するための条件です。
- ・申請書・所得証明書等に記載されている個人情報は、奨学生業務に限定して利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ・提出された申請書・所得証明書等はどのような事情があっても返却いたしません。
- ・選考結果に関する問い合わせには一切応じません。
- ・申請内容および提出書類に虚偽・偽造があった場合や退学・学則違反等により奨学生の受給資格を失った場合は、奨学生の給付停止・廃止や一括返還となることがあります。

12. 他の奨学金との併給について

原則として他の奨学金（日本学生支援機構等）との同時受給（併給）は可能です。

ただし、奨学金支給団体によっては、他の奨学金との併給を認めない場合がありますので、併給を希望する奨学金支給団体に確認してください。

＜高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）との併給について＞

「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）」は、支援区分によって授業料減免と毎月の給付奨学金の両方受けることができる奨学金です。

「商学部第二部奨学金」と「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）」は併願・併給が可能です。

ただし、入学金・授業料減免は重複して受給することはできません。両方に内定し、併給を希望する場合は、以下のとおりとなります。

【授業料等減免】・・・「商学部第二部奨学金」で受給

【給付奨学金】・・・「高等教育の修学支援新制度」で受給

（参考）

- 授業料等減免について

【商学部第二部奨学金】…「入学金」、「授業料」、「教育充実費」の全額が対象です。

【高等教育の修学支援新制度】…「入学金」、「授業料」のみ対象です。

支援区分によって減免対象額が異なります。

- 給付奨学金について

【商学部第二部奨学金】…毎月支給の奨学金はありません。

【高等教育の修学支援新制度】…毎月支給の給付奨学金があります。

支援区分によっては給付奨学金が支給されないこともあります。

※「高等教育の修学支援新制度」の支援対象となる条件や申請方法等については、文部科学省が公開しているウェブサイト (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>) にてご確認ください。

＜FUスカラシップ（授業料のみ減免）との併給について＞

「商学部第二部奨学金」と「FUスカラシップ（授業料のみ減免）」を同時申請することは可能です。

両方に内定し、併給する場合は、授業料の半額を「FUスカラシップ」で減免し、残りの半額および入学金、通年の教育充実費を「商学部第二部奨学金」で減免するため、併給した場合でも減免額は変わりません。